

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

ありがとう投信株式会社
代表取締役 長谷 俊介 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

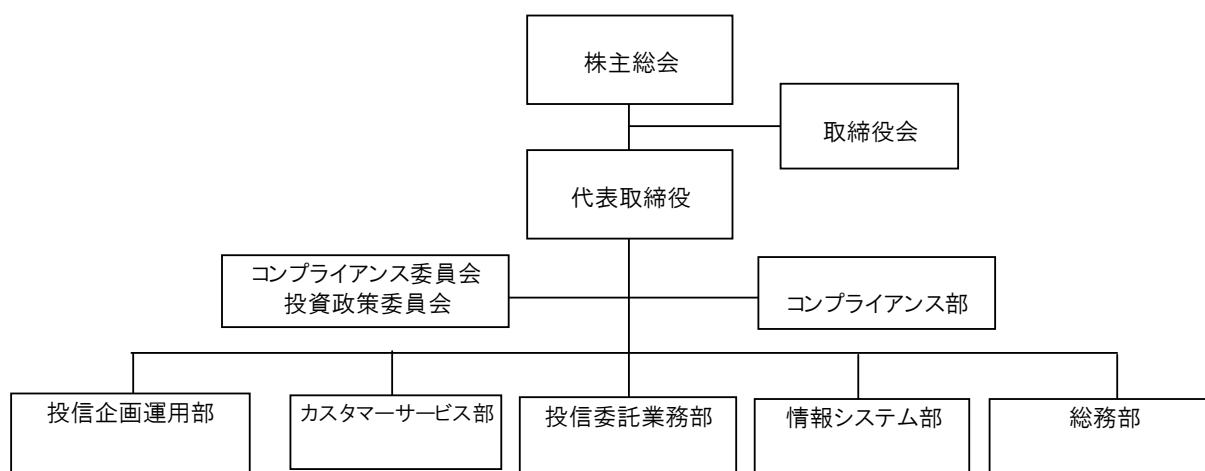
1. 委託会社等の概況

① 資本金の額(2019 年 11 月末現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

②会社の機構

○ 組織図

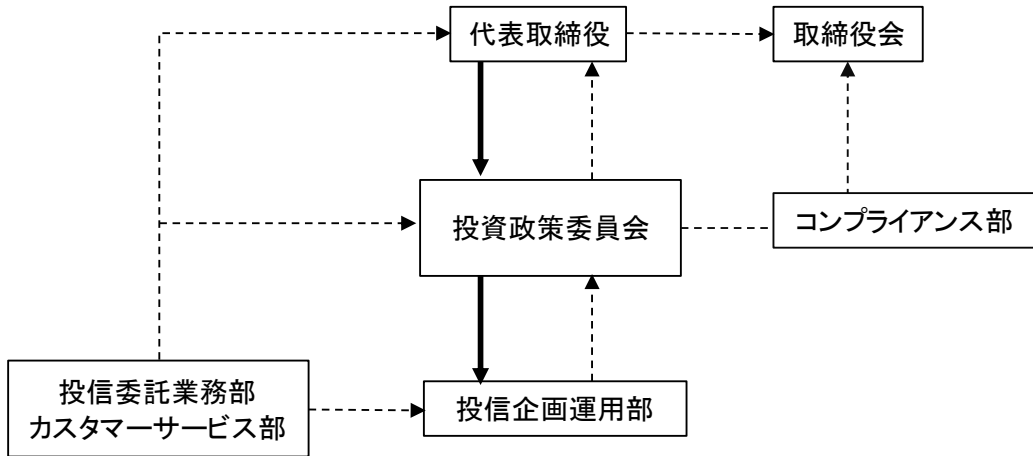


○ 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定プロセス

————▶ 運用執行ライン

- - - -▶ 運用情報提供ライン



運用会議

- ① 週 1 回会議を開催。投資環境全般の見直し、投資銘柄の策定
- ② 1 週間の運用方針等策定
- ③ 投信企画運用部及びコンプライアンス部で構成。

↓ 運用会議等の運用策定資料に基づき

投資政策委員会

- ① 毎月 1 回会議を開催、基本的な運用方針等を審議決定します。
- ② 代表取締役を議長とし、投信企画運用部長、投信委託業務部長、カスタマーサービス部長、コンプライアンス部長、主要運用担当者で構成。
- ③ 投資政策委員会議事録を作成。

↓

投信企画運用部

- ① 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションにしたがってポートフォリオ運用実行

↓ 運用成果・実績等の確認

投資政策委員会

- ① 運用成果、運用プロセス等リスクの分析管理
- ② 弊社投信の運用内容と成果を定期的に役員会に報告
(原則月 1 回、定例取締役会)

コンプライアンス部

- ① 当ファンドの運用の基本方針等の遵守状況のモニタリング

*運用体制は2019年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)および受益権の直接募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2019年11月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

	種 類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	13,234,142,801 円

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第16期事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	162,236	174,534
直販顧客分別金信託	19,996	19,996
前払費用	716	2,769
未収委託者報酬	9,299	9,161
流動資産合計	192,248	206,462
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品	735	2,555
有形固定資産合計	735	2,555
無形固定資産		
ソフトウェア	6,337	4,872
無形固定資産合計	6,337	4,872
投資その他の資産		
長期前払費用	15	0
預託金	2	2
繰延税金資産	1,713	278
投資その他の資産合計	1,731	281
固定資産合計	8,803	7,709
資産合計	201,052	214,171
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	214	35
預り金	204	243
未払金	9,972	7,109
未払費用	2,244	2,620
未払法人税等	3,196	4,605
未払消費税等	2,564	2,242
賞与引当金	800	1,100
流動負債合計	19,195	17,957
固定負債		
退職給付引当金	200	430
固定負債合計	200	430
負債合計	19,395	18,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△83,343	△69,215
利益剰余金合計	△83,343	△69,215
株主資本合計	181,656	195,784
純資産合計	181,656	195,784
負債純資産合計	201,052	214,171

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
営業収益		
委託者報酬	100,918	99,743
営業収益合計	100,918	99,743
営業費用		
支払手数料	22,479	24,446
広告宣伝費	437	1,375
委託計算費	5,434	5,434
営業雑経費	7,807	5,262
通信費	2,753	2,611
印刷費	4,236	1,835
諸会費	817	814
営業費用合計	36,158	36,518
一般管理費		
給料	24,248	27,609
役員報酬	8,045	8,980
給与手当	11,839	13,063
賞与	1,390	2,100
法定福利費	2,973	3,466
交際費	149	501
旅費交通費	2,334	1,581
租税公課	1,761	1,858
不動産賃借料	1,437	3,898
水道光熱費	584	256
退職給付費用	1,067	1,619
固定資産減価償却費	2,254	2,474
事務用品費	112	76
消耗品費	2,994	88
賞与引当金繰入額	800	1,100
その他	600	1,355
一般管理費合計	38,345	42,421
営業利益	26,414	20,803
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	40	0
営業外収益合計	40	0
営業外費用		
支払利息	10	-
その他営業外費用	35	25
営業外費用合計	45	25
経常利益	26,409	20,778
特別損失		
本社移転費用	4,985	-
特別損失合計	4,985	-
税引前当期純利益	21,424	20,778
法人税、住民税及び事業税	3,246	5,215
法人税等調整額	3,580	1,435
法人税等合計	6,827	6,651
当期純利益	14,597	14,127

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	265,000	△97,940	△97,940	167,059	167,059
当期変動額					
当期純利益		14,597	14,597	14,597	14,597
当期変動額合計	—	14,597	14,597	14,597	14,597
当期末残高	265,000	△83,343	△83,343	181,656	181,656

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	265,000	△83,343	△83,343	181,656	181,656
当期変動額					
当期純利益		14,127	14,127	14,127	14,127
当期変動額合計	—	14,127	14,127	14,127	14,127
当期末残高	265,000	△69,215	△69,215	195,784	195,784

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

器具備品：定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 4～8年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」1,652千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,713千円に含めて表示しています。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
器具備品	2,409千円	2,714千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自平成29年4月1日 至平成30年3月31日	当事業年度 自平成30年4月1日 至平成31年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。

資金調達については、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金は、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	162,236	162,236	-
(2) 直販顧客分別金信託	19,996	19,996	-
(3) 未収委託者報酬	9,299	9,299	-
資産計	191,531	191,531	-
(1) 未払金	9,972	9,972	-
負債計	9,972	9,972	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	174,534	174,534	-
(2) 直販顧客分別金信託	19,996	19,996	-
(3) 未収委託者報酬	9,161	9,161	-
資産計	203,691	203,691	-
(1) 未払金	7,109	7,109	-
負債計	7,109	7,109	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	162,236	-	-
直販顧客分別金信託	19,996	-	-
未収委託者報酬	9,299	-	-
合計	191,531	-	-

当事業年度（平成31年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	174,534	-	-
直販顧客分別金信託	19,996	-	-
未収委託者報酬	9,161	-	-
合計	203,691	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成31年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成29年4月 1日	自 平成30年4月 1日
至 平成30年3月31日	至 平成31年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度
	自 平成29年4月1日
	至 平成30年3月31日
退職給付引当金の期首残高	150千円
退職給付費用	50千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	<u>200千円</u>

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度
	平成30年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	<u>200千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	200千円
退職給付引当金	<u>200千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>200千円</u>

(3)退職給付費用

	前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	50千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,017千円

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
退職給付引当金の期首残高	200千円
退職給付費用	230千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	<u>430千円</u>

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 平成31年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	430千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	430千円
退職給付引当金	<u>430千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>430千円</u>

(3)退職給付費用

	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	230千円

3. 確定拠出制度

	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,389千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 平成30年3月31日	当事業年度 平成31年3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	342	422
減価償却超過額	0	0
賞与引当金	244	336
退職給付引当金	61	131
繰越欠損金	1,064	0
繰延税金資産小計	1,713	890
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,713	890
繰延税金負債		
前払中小企業倒産防止共済掛金	-	△612
繰延税金負債合計	-	△612
繰延税金資産の純額	1,713	278

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
1株当たり純資産額	6,854円97銭	7,388円10銭
1株当たり当期純利益	550円83銭	533円13銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度	当事業年度
	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
当期純利益(千円)	14,597千円	14,127千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益(千円)	14,597千円	14,127千円
期中平均株式数(株)	26,500株	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 17 期中間決算 ありがとう投信株式会社

◇中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

		第 17 期中間会計期間末 (令和元年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		197,994
直販顧客分別金信託		20,000
前払費用		1,927
未収委託者報酬		8,262
流動資産合計		228,184
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品		2,006
有形固定資産合計		2,006
無形固定資産		
ソフトウェア		5,414
無形固定資産合計		5,414
投資その他の資産		
預託金		2
繰延税金資産		655
投資その他の資産合計		658
固定資産合計		8,079
資産合計		236,263
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		20
預り金		375
未払金		26,314
未払費用		2,533
未払法人税等		3,341
未払消費税等		2,050
賞与引当金		1,300
流動負債合計		35,935
固定負債		
退職給付引当金		480
固定負債合計		480
負債合計		36,415
純資産の部		
株主資本		
資本金		265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△65,151
利益剰余金合計		△65,151
株主資本合計		199,848
純資産合計		199,848
負債・純資産合計		236,263

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

		第 17 期中間会計期間 自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日	
営業収益			
委託者報酬			50,133
営業収益合計			50,133
営業費用			19,776
一般管理費	※1		24,294
営業利益			6,062
営業外収益			28
営業外費用			14
経常利益			6,075
税引前中間純利益			6,075
法人税、住民税及び事業税			2,389
法人税等調整額			△377
中間純利益			4,063

(3)中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△69,215	△69,215	195,784	195,784
当中間期変動額					
中間純利益		4,063	4,063	4,063	4,063
当中間期変動額合計	—	4,063	4,063	4,063	4,063
当中間期末残高	265,000	△65,151	△65,151	199,848	199,848

重要な会計方針

項 目	第 17 期中間会計期間 自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日
1 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>定率法によっております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りです。</p> <p> 器具備品 4～8 年</p> <p>無形固定資産</p> <p> 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。</p>
2 引当金の計上基準	<p>賞与引当金</p> <p> 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づき賞与支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p> 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。</p> <p> なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。</p>
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理について</p> <p> 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 17 期中間会計期間末(令和元年 9 月 30 日現在)	
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
器具備品	3,263千円

(中間損益計算書関係)

第 17 期中間会計期間 自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	549 千円
無形固定資産	927 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 17 期中間会計期間 自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会計 期間増加株 式数	当中間会計 期間減少株 式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500 株	-	-	26,500 株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当事項はありません。				

(リース取引)

第 17 期中間会計期間(自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第17期中間会計期間末(令和元年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	197,994	197,994	-
(2)直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3)未収委託者報酬	8,262	8,262	-
資産計	226,256	226,256	-
(1)未払金	26,314	26,314	-
負債計	26,314	26,314	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

第17期中間会計期間末(令和元年9月30日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

第17期中間会計期間末(令和元年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第17期中間会計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間	
自 平成31年4月1日	
至 令和元年9月30日	
1株当たり純資産額	7,541円45銭
1株当たり中間純利益	153円35銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	4,063千円
普通株式に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	4,063千円
期中平均株式数	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2019年12月26日
作成基準日 2019年12月23日

本店所在地 東京都千代田区内神田2-15-9
The Kanda 282 3F
お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

令和元年6月6日

ありがとう投信株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年 12 月 23 日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の中間会計期間（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の令和元年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- * 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
* XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。